申立人：糸賀　久からの意見陳述

私は、このたび本件申立人３２名を代表して意見陳述の機会をいただいた大阪工場の申立人糸賀久です。私は島根県出雲市の高校を卒業し、昭和３４年に明治乳業大阪工場に臨時採用されました。その後、見習期間を経て昭和３６年１０月に本採用となり、同時に明治乳業大阪支部の組合員となりました。

大阪工場の作業システムは、どの職場においても学歴や職分の上下に関係なく、皆同じ作業を毎日昼夜交代で行っています。私は定年まで多くの職場に異動させられましたが、どの職場においても決して他の従業員に劣ることのない仕事を誠実にこなしてきました。そして、４０年間もくもくと一生懸命働き通して、平成１２年に６０歳の定年を迎えました。

しかし、私の定年時における給与明細を見ると、本給は１５万６千９百円、職分給が５万９千２百円で、諸手当を含む手取り額はたったの１８万円しかありませんでした。一時金を含む年収では３５１万円にしかなりません。一方、私と同じ事業所採用者コースにおける同期・同学歴の「標準者」の年収は６１４万円であり、その年間賃金格差は何と２６０万円を超える額に達していたのです。

しかも、私の入社から４０年後に採用された、平成１１年４月の高卒（１８歳）の初任給を見ると、本給が１０万３百円で職分給が５万４千５百円でした。３０年の永年勤続で表彰され、長い年月を会社に貢献して積み重ねてきた私の本給と職分給を、これからスタートする新入社員と比較してみると、本給では僅か５万６千６百円の差しかありませんでした。職分給に至っては、たったの４千７百円の違いしかなかったのです。非常にショックで愕然としました。

私は、組合活動を始めた昭和４０年代頃から毎年の人事考課で「Ｄ査定」を受け続けるようになり、そのたびに上司に対して理由を問いただしてきました。上司は「ミスが多い」とか、「夜勤の就労免除」を受けている事を理由

にし、「「不満があれば苦情処理委員会に申し立てろ」と言うだけで納得できる説明が得られず、結局、定年時における職分は新入社員と同じ「基幹補佐職」と言う職分でした。この職分は、従来の技能職を会社が作為的に２分割した職分で、私たちが退職した後は再び技能職に統一された最下位の職分です。

会社は定年に至るまで、私に人並みの家庭生活を送る事すら許さず、まさに生活保護者同然の生活を強いてきたのです。私は、無能力者扱いされた屈辱感と、理不尽な昇格差別を受け続けた怒りで胸が張り裂けそうになりました。

会社は、昭和４１年頃から、主任・係長らを中心にしたインフォーマル組織「志宝会」を結成して組合役員選挙に不当介入してきたのです。私は、労働組合の自主的・民主的運営によって、「労働者の暮らしと権利を守り、働き易い職場」にしたいと言う、組合員として当然の運動を進める立場から会社の支配介入と闘い、支部役員選挙に立候補するなどの活動を定年まで続けてきました。

私たちの活動に危機意識を強めた会社は、組合員がどちらの候補者を支持するのかによって「赤組、白組」に分断し、私たちのグループを毎日製造ラインから外して「青空職場」と言われる場所に集め、草むしり、ドブ掃除、ペンキ塗り等の雑用をさせてきました。また、製造ラインに戻しても、日常的な嫌がらせや差別意思に基づく人事考課の運用と、差別査定を行って他の従業員への「見せしめ」とし、「糸賀や伊藤みたいになってもいいのか？」と言って、「分断と脅し」の手段に用いていたのです。会社の育成するインフォーマル組織「志宝会」が発行した機関誌「ちかい（６９年春闘)」では、「棚田支部長が糸賀活動家と固く手をにぎって・・・革命尖鋭隊を引きつれデモに参加していた。」と、私たちの行動を監視して悪意に満ちた記事を載せ、さらに「明乳組合員の資格はない。除名すべきだ。・・・タタキ出そう。」と言う露骨な攻撃まで加えてきました。

私たちは、会社の露骨で陰湿な人権侵害や昇格差別をやめさせ、労使の正常な信頼関係を取り戻すために「明治乳業人権と民主主義を守る会」を立ち上げ、私はその会長として運動の先頭に立って活動してきました。また、会社を退職してからは、八尾の地域労働組合の委員長として地域労働者の生活と権利を守る運動に携わっています。

私は平成４年に全国の申立人らを含む４２名の一人として、職分昇格差別の是正を求めて会社に直接要求しましたが、その声すら無視されたので止む無く本件申立てに至った次第です。会社の不当労働行為は明らかであり、決して許されるべきものではないし、私は会社が謝罪するまで許すつもりもありません。貴労働委員会が、その職責において公正な判断を行い、早期解決の道を開いていただける事を切に願って陳述を終わります。

以　上